

軽費老人ホーム
「シティ・ハウス神松寺」
入居者の心得



令和1年8月 版
社会福祉法人 シティ・ケアサービス
シティ・ハウス神松寺

【はじめに ケアハウスとは】

シティ・ハウス神松寺は自立型の軽費老人ホームです。

ご入居の皆様が、制度に基づいて市から経済的な補助を受けて、それぞれの収入レベルにあった費用で、自立した生活を営んでいく施設となります。

軽費老人ホームにはA型、B型、ケアハウスがあります。

● A型

家庭環境や住宅事情、経済状況などの理由から居宅において生活することが困難で、生活障害に応じた生活支援サービスや介護サービスを利用すれば自立した生活が維持できる低所得者向けの施設です。バリアフリーではなくてもよく、大部屋で、お布団の上げ下ろしなどもご自分で行います。

● B型

A型から食事サービスを抜き、介護職員も配置されていない。

● ケアハウス

A型やB型のような所得や家庭環境よりもむしろ住宅面に重点をおき、「安心して生活を営める住まい」として食事その他日常生活上必要な便宜を提供する施設です。介護職員はA型よりも少なく、必要な介護は外部サービスを利用します。バリアフリーで車いすでの生活もでき、介護保険サービスが受けられます。

(全国軽費老人ホーム協議会ホームページより)

シティ・ハウス神松寺はこれらの軽費老人ホームの中で、ケアハウスに分類されます。

「ケアハウス」の「ケア」は施設が「ケア」をするという意味ではありません。

ケアハウスはあくまで自立の方が生活されるための施設であり、自立した生活が難しくなったときには**施設の外部**の介護保険サービスを使うことができるという意味での「ケアハウス」であるということをご理解ください。

ケアハウスではお食事はご希望により食堂でご用意できます。もちろん、一日三餐をご自分で用意されても結構です。

食事については施設もお手伝いできますが、

おひとりでの入浴が不安になった、

お部屋の清掃や整理整頓ができなくなった、

買い物をしても荷物が持てなくなった、

トイレにおひとりで行けなくなった、

病院におひとりで行けなくなった、

お薬の管理ができなくなった、

お金や貴重品の管理ができなくなった、

など、これらのようなことで困られた場合には、ご家族に協力していただいたり、外部の介護保険サービスやその他サービスを利用しながら生活していただくこととなります。

介護保険サービスやその他のサービスを使いたいが、どうすればいいかわからないという時には、遠慮なくスタッフにご相談くださいね。

1 日常生活上の規律について

(1) 外出・外泊

- ① 外出、外泊はご自由ですが、防災や管理上から外泊の場合、外泊届けを提出していただきます。
- ② 施設外でのお食事などは自由です。外泊届を出していただければ、お友達とご旅行を千楽しむこともできます。
- ③ 外出の際は必ずお部屋の施錠をしてくださいね。



(2) 施設への宿泊

- ① ご入居者以外の方は、施設への届け出がなければ施設への宿泊はできません。
- ② 突然のご宿泊は施設内の安全上、お断りします。ご了承ください。
- ③ 間柄が不明な場合は、身元引受人の方に確認させていただきます。

(3) 禁止事項

次のような行為は、禁止致します。**発見した場合は退所ということもあり得ます。ご注意ください。**共同生活の場ですから、お互いが過ごしやすいように気遣いを忘れないでくださいね。

- ① 喧嘩、暴力行為、中傷、口論、泥酔などの他人に迷惑をかけること。
- ② 建物、設備、備品、庭園などを損傷すること。
- ③ 犬、猫などのペットを飼うこと。
- ④ 届け出なく、外泊をすること。
- ⑤ 施設内で特定の宗教活動や政治活動を行うこと。
- ⑥ 危険物やローソクなどの可燃物を持ち込むこと。
- ⑦ 大声や騒音等其他のご入居者の迷惑となる行為。
- ⑧ むやみに他のご入居者の部屋に立ち入ったり、夜間、早朝に電話をかけること。
- ⑨ ご入居者同士の金銭の貸し借りや、金銭授受が発生する商取引などの行為。
- ⑩ その他施設内の風紀や秩序を乱し、共同生活を損なうこと。



(4) 居室

- ① 害虫の発生や、コンセントからの火災を予防するためにも、居室内を常に清潔にしましょう。環境衛生に留意し、お互い気持ちよく生活できるよう努めてくださいね。
- ② 居室内の備品や設備が故障したときは、すぐに事務所に連絡してください。

(5) 廊下・ベランダ

共用の場でもあり、非常災害時の避難経路でもあります。非常扉の開閉に支障となる場所（ベランダ黄色点線枠内）に荷物などは置かないようにしましょう。

(6) 食事

- ① 1階食堂で、セルフサービスでお召しあがりいただけます。お席は自由席です。
- ② お客様などで余分にお食事が要る時は所定の用紙に記入の上、2日前までにお申し込みください。
- ③ 欠食される場合は、前々日（2日前）の午後6時までに欠食カード記入の上、スタッフにお伝えください。欠食カードは1階カウンターにあります。欠食分は欠食届に基づき、翌月の請求にて相殺致します。なお、前日及び当日のお届けは、ご請求対象とさせていただきます。

朝食：200円 昼食：250円 夕食：250円

- ④ 食事時間は次の通りです。

朝食	午前 7:30	～	午前 8:30
昼食	午前 12:00	～	午前 13:00
夕食	午後 5:30	～	午後 7:00



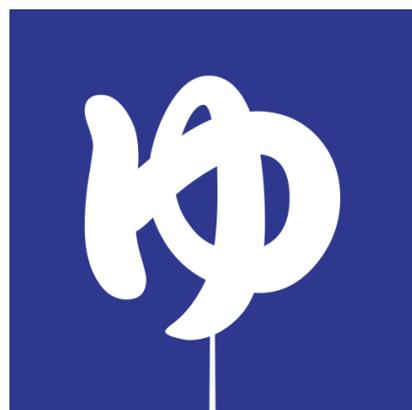
- ⑤ 施設で提供されている食事のお持ち帰りは、保健所より固く禁止されていますのでご協力をお願い致します。

⑥ 店屋物など出前をとったり、外で食べ物を購入して居室などでお好きなものを召し上がっていただくことも可能です。遠方からのお取り寄せなどもお楽しみください。賞味期限や保存方法など、食べ物の管理にはご注意ください。

(7) 入浴

- ① 決まった時間内であれば、いつでも入浴できます。
- ② お風呂では次の事項は禁止致します。
 - ◆ 浴槽の中で体や頭を洗うこと
共用のお風呂場です。湯船に浸かる前には、かけ湯をして入ってください。
 - ◆ 浴室で洗濯をすること。
 - ◆ 浴室で汚物（便、尿）を流すこと。
- ③ 入浴時間は次の通りです。

毎日 午後3:00～午後9:00
- ④ 都合により使用できない日がありますので、その場合は事前にお知らせ致します。
- ⑤ 共同浴室は、皆さんでご利用いただくものです。用事がないときは覗いたりしないようにしてください。



(8) 在宅サービス

- ① お身体の状況の変化等によって、日常生活上の支援が必要になった場合は、在宅保健・医療・福祉・介護保険サービスを利用できるよう、連絡・調整等の対応を行います。スタッフにお声掛けください。
- ② 上記にかかる費用はご本人負担となります。

(9)洗濯

- ① お洗濯は、各階に設置された共同洗濯コーナー（コインランドリー）をご利用ください。
- ② 使用時間は次の通りです。 午前7：00～午後8：00
- ③ 利用料金は実費負担です。

洗濯機・乾燥機1回 30分 100円



(10)玄関

正面玄関利用時間は午前6時から午後9時までと致します。なお、防犯上の観点より、午後9時から午前6時までは正面玄関を施錠致します。

利用時間外にご帰宅を予定されている場合は、事前に職員へお伝えください。宿直者が対応致します。宿直者が緊急対応や巡回などを行っている場合は、インターホンでの対応ができませんので、施設に電話をおかけください。

飲酒し、大声で施設内で騒ぐといった行為は、近隣にお住いの方にも大変迷惑をかけます。決して行わないようにしてください。

(11)相談室等

- ① ゲストルームや相談室で、ご家族やご友人とお食事を楽しむこともできます。お誕生日や敬老の日などのお祝いにも最適です。
- ② ご利用者同士で出前などをとられても楽しいかもしれません。
- ③ ゲストルーム、相談室等のご利用は事前にスタッフまでお声掛けください。

(12)施設からのご案内

施設からのご案内や、行政や地域からのお知らせなどの連絡事項を掲示にて行います。1階食堂横の掲示板にご注意くださいね。

(13)電話・ケーブルテレビ・インターネットなど

- ① 当施設にはWiFi環境はございません。ご了承ください。
- ② 居室内に外線の引込み設置をされる場合は、施設に届けていただければ可能です。この場合の設置費用、月々の料金、退所時の取り外しの費用等はご本人負担になります。ご了承ください。

(14)郵便・新聞等

- ① 郵便物・新聞はご入居者各自のメールボックス（郵便受け）に配達されます。
- ② 新聞・雑誌を継続して購読される場合は、ご本人負担にて各自、購読手続きをされてください。
- ③ 長期の外出、入院などで新聞を休まれる際は、ご本人・ご家族の方で手続きをお願いします。



(15)お買い物

- ① 軽費老人ホームは自立された方の生活施設です。お買い物についても、基本的にはご自分で楽しんでいただくということになります。
- ② 以前はお買い物を楽しみの一つとして、施設から支援させていただいていた時期もありました。しかし、長期にわたってご利用される方々が増えてこられるにつれ、お買物をされた時に重たいものをご自分でもてなくなってこられたり、金銭管理が難しくなったりする方が出て来られます。
- ③ 例えば、飲料水やアルコールを何箱も買われたり、液体洗剤を複数買われたり、トイレットペーパーを何パックも買われたり、ご自分の物だけではなく、他の方の分も買おうとされたり……。そうした場合に、スタッフに「重たいから持って」と頼んでこられる方が増えてきました。しかし量が多すぎたり、重すぎたりしてスタッフでも対応が難しくなっています。
- ④ とはいえ、お買い物の中には必要なものが含まれていることも多いため、やはり必要な行動でしょう。
- ⑤ お買い物をした際に、買ったものをご自分で持てない方や、金銭管理や身体能力の問題でお買い物に行けない方は、御家族などに支援していただくか、ホームヘルパーをご利用いただくというケースが多いようです。
- ⑥ しかし、通販や宅配と言ったサービスが増えてきた昨今、こういったサービスをご利用されている入居者の方も増えてきました。
- ⑦ そこで、今後シティ・ハウス神松寺に新たに御入居されるときには、身元保証人の方と一緒に契約などされるかと思いますが、御入居を機に、F-COOP、博多阪急、イオン等の宅配をしてくれる業者とのご契約をお願いします。業者は決まったところはありません。
- ⑧ 近隣のコンビニエンスストアでも宅配サービスをしているところがありますが、ルールにのっとりご利用くださいね。不審者の侵入防止のため、業者に施設入口の暗証番号を教えないようにしてください。
- ⑨ ご注文はご本人様かご家族で、必要なものをお買い求めください。不要なものを買すぎたり、食べ過ぎ飲みすぎ等の管理は、ご本人様が当施設の中で自立された生活をされておられるので、施設ではお受けできかねます。自己管理をお願いします。



2 保健衛生及び環境の保全について

- (1) お部屋の清掃、布団類の乾燥、衣類の洗濯等、常に身の周りをきれいにすると同時に施設内外の清掃や環境整備等にもご協力ください。また、衛生管理（感染症予防等）については、施設からのアドバイスに必ず従うようにしてください。
- (2) 常に、ご自身の健康には十分に気を付け、異状があれば速やかにかかりつけ医の診察を受けてください。
- (3) 毎年1度、結核診断の結果をご提出ください。福岡市主催の結核健診でも、ご自身のかかりつけ医で受けていただいても結構です。
- (4) 病気等で家族の方等が付き添いのため居室に宿泊される場合は、施設への届け出が必要になります。
- (5) 施設には医療機能はありません。入院加療が必要と診断された場合は、入院をお願いします。
- (6) ゴミや不用品は所定場所以外には、捨てないでください。
 - ① 燃えるゴミ（生ゴミ、紙類）と、燃えないゴミ（空き缶、空き瓶、金属類）とに分別してだしてください。
 - ② 生ゴミは水分を良く切って、ビニール袋に入れて出してください。
 - ③ 紙類の中で再生紙（新聞、雑誌、段ボール等）となるゴミはヒモ等でまとめたり、紙袋に入れて資源ごみとして出してください。毎月第一土曜日の朝8:30に施設前の道路で回収されます。雨天決行ですが、状況に応じて変わりますのでご注意ください。
 - ④ ゴミ収集日に変更がある際は、別にお知らせします。

3 防災、防犯について

- (1) コンロ、アイロン、コタツ等の電気製品の使用には、消し忘れがないように注意してください。
- (2) 居室内及び館内は禁煙です。正面玄関横の喫煙場所で喫煙をお願いします。決められた場所以外での喫煙をされた方には即刻退去していただきます。この場合は、エアコンもお取替えいただきます。ご家族や来訪者等も同様と致します。
- (3) ローソク、線香、タバコなどの建物内でのご利用は禁止致します。
- (4) 所定の器具及び指定場所以外での火気の取扱いは禁止致します。
- (5) たこ足配線はしないでください。
- (6) 急病又は火災等、非常事態が発生した場合は直ちに職員に連絡してください。
- (7) 施設で実施する防災訓練、避難訓練は原則として全員参加してください。
- (8) 災害発生の場合、職員の指示に従い、指定された経路に従って避難してください。
- (9) 災害発生時には、エレベーターは使用できません。
- (10) 貴重品等を持ち込まれている場合は、保管に十分注意してください。
- (11) 病院の受診の時に必要な健康保険証、医療受給者証、健康手帳等は、一括してわかりやすいところに保管してください。
- (12) 正面玄関の暗証番号は、外部の人には決して教えないでください。
- (13) 来訪者はインターホンを使用されます。不審者の侵入を防止するため、知らない人の場合は、中からドアを開けないようにしてください。
- (14) 災害発生時の避難のため、また害虫発生防止や、コンセントからの火災予防のため、居室内は整理整頓を心がけてください。

4 居室への職員の立ち入り

- (1) 緊急時やむを得ない場合には、職員が居室内に立ち入ることがありますのでご了承ください。
- (2) 火災、転倒、害虫（ゴキブリ等）、食中毒等の危険を未然に防止することを目的に職員がお部屋を訪問させて頂く場合があります。

5 退居について

- (1) ご自身の都合により退居されようとするときは、所定の用紙を1ヶ月前までに届けてください。
- (2) 次のような場合には入居契約を解除することがあります。
 - ① 不正又は偽りの行為により入居したとき。
 - ② 正当な理由なく利用料等を滞納したとき。
 - ③ 病気その他のために、他の利用者に迷惑をかけるなど共同生活が不適當な場合。
 - ④ 自力での日常生活が不可能となり、常時介助が必要となったとき。
 - ⑤ 金銭の管理や各種サービスの利用について自分で判断ができなくなったとき。
 - ⑥ 入居契約書、入居者の心得の定めに違反したとき。

6 NHK放送受信料免除

当施設のご入居の皆様は放送受信料免除を受けることができます。免除には、申請手続きが必要となります。詳細につきましては、ケアハウス職員へお申出下さい。

7 利用料等について

(1) 利用料等

- ① 基本利用料とは、生活費、サービス費、居住費からなります。
 - ◆ 11月から3月までは毎月暖房費を別途徴収致します。市からの指導により年度ごとに変動します。
- ② 基本利用料は、国の定める基準の範囲内に設定されます。
- ③ 「サービスの提供に要する費用」（旧事務費）とは、入居者ご本人の前年の収入額によって国の定める徴収額表により定められたご本人の事務費負担額をいいます。
- ④ ご本人の私用に関わる、水光熱費は、別途ご本人より徴収致します。
- ⑤ 特別なサービスに要した費用は、ご本人負担です。
- ⑥ 基本利用料は当月分を、水光熱費は前々月分を毎月25日、銀行口座引落としにより徴収致します。
- ⑦ 利用料等の支払は現金では受け付けません。
- ⑧ 利用料等については事前に請求書をご本人にお渡し致します。
- ⑨ 利用料等は、毎年国の定める基準の改正等により改定されます。

(2) 収入申告書等の提出について

入居時又は入居後は、毎年2月～3月頃に事務費徴収額の算定基礎となる収入申告書の提出が必要となりますので、前年分の収入額の認定に必要な書類、またはその写しと収入から控除される控除額の認定に必要な書類を期日までに提出してください。ただし、固定資産税は控除対象となりませんので注意してください

- ・収入額証明書類：前年度分の年金額通知書、源泉徴収票、確定申告書等
- ・控除額証明書類：前年度分の租税、社会保険料、**医療費通知、**

病院への交通費の領収書、医療費控除の明細書、
介護保険サービスの領収書

※前年分とは、領収書等の日付が1月～12月までの期間です。

8 その他

- (1) トイレにはトイレットペーパー以外のものは流さないでください。
- (2) 相談事や心配事のあるときは、お気軽に申し出てください。法人個人情報保護規定に則りむやみに情報を使用することはございません。
- (3) 身元保証人の変更など届け出事項に変更があったときは、すぐに届けてください。
- (4) そのほか分からないことなどがありましたらお気軽にお尋ねください。

令和1年 8月 1日改訂